障がい者福祉情報

149号 2018年8月

編集・発行
社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会
〒816-0804　春日市原町３丁目１番地７
クローバープラザ
TEL 092-584-3330　FAX 092-584-3319
http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

毎年９月は「障害者雇用支援月間」です。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員について、一定割合以上の障がいのある人を雇うことを義務付けています。

民間企業における障がいのある人の法定雇用率が、平成３０年４月１日から以下のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率	
	変更前	平成30年４月１日以降
民間企業	2.0%　⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%　⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%　⇒	2.4%

※今回の変更に伴い、１人以上の障がいのある人を雇用する義務のある民間企業の範囲が、従業員規模５０人以上から４５．５人以上に変わりました。

「障害者雇用支援月間」では、事業主のみならず、広く国民一般に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がいのある人の職業的自立を支援するためさまざまな啓発活動が展開されます。障がいのある人が、障がいのない人と同様に生活し活動する社会の実現は、極めて重要な課題です。一人でも多くの障がいのある人が、働く場を得て社会活動の一翼を担い、生きがいを感じることができるよう、障がいのある人の雇用が呼びかけられています。

本号では、福岡県での障がい者雇用状況や取り組みについて紹介します。

もくじ／通巻149号

・障がい者雇用について……１～４
・お知らせ……５～６
・ほんだな……７
・障がい者福祉情報ハンドブック2018案内……８

福岡県における障がい者雇用の状況（平成29年６月１日現在）

１　民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0％）

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	②障がい者数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
民間企業	784,740.0 人 （ 777,633.0 人 ）	15,432.0 人 （15,164.5 人）	1.97 % （1.95 %）	1,823 / 3,502 （1,732 / 3,385 ）	52.1 % （51.2 %）

２　地方公共団体における在職状況

（１）都道府県の機関（法定雇用率2.3％）

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	②障がい者数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
都道府県の機関	8,663.5 人 （ 8,681.5 人 ）	297.0 人 （290.5 人）	3.43 % （3.35 %）	2 / 2 （ 2 / 2 ）	100.0 % （100.0 %）

（２）市町村の機関（法定雇用率2.3％）

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	②障がい者数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
市町村の機関	38,489.5 人 （ 37,987.0 人 ）	948.5 人 （929.5 人）	2.46 % （2.45 %）	75 / 78 （ 77 / 79 ）	96.2 % （97.5 %）

（３）法定雇用率2.2％が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2％）

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	②障がい者数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
都道府県等の教育委員会	18,074.5 人 （ 18,099.5 人 ）	410.0 人 （395.0 人）	2.27 % （2.18 %）	2 / 3 （ 2 / 3 ）	66.7 % （ 66.7 % ）

３　独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3％）

区分	①法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	②障がい者数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
計	9,674.0 人 （ 9,560.5 人 ）	223.5 人 （201.0 人）	2.31 % （2.10 %）	13 / 17 （ 12 / 17 ）	76.5 % （ 70.6 % ）
独立行政法人等	6,626.5 人 （ 6,599.0 人 ）	155.0 人 （135.0 人）	2.34 % （2.05 %）	2 / 3 （ 2 / 3 ）	66.7 % （ 66.7 % ）
地方独立行政法人等	3,047.5 人 （ 2,961.5 人 ）	68.5 人 （66.0 人）	2.25 % （2.23 %）	11 / 14 （ 10 / 14 ）	78.6 % （ 71.4 % ）

注１　１及び３の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障がい又は知的障がいのある人が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

２　２の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧 除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

３　各表の②欄の「障がい者数」とは、身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある人の計であり、短時間労働者以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある人である短時間労働者については法律上、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

４　法定雇用率2.2％が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

５　(　) 内は、平成28年６月１日現在の数値である。なお、精神障がいのある人は平成18年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。

６　「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第２の第１号から第８号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第２の第９号から第10号までの法人を指す。

福岡県障がい者雇用拡大・職業紹介事業

福岡県における障がいのある人の雇用は、年々増加しています。福岡労働局では、法定雇用率が未達成の企業等に対し達成に向けた指導及び雇用支援が行われています。

また、福岡県では企業への就職を希望する障がいのある人と、障がいのある人を雇用しようとする企業を対象に職業紹介事業を実施しています。

求職者と企業の双方に対し、検討・相談の段階からマッチングによる紹介、就職後の定着まで、個々の状況やニーズに応じたサポートをワンストップで行います。

① 障がい者雇用に関する相談

・障がい者雇用についての情報提供・事業紹介
・業務の選定・切り出し・創出などの相談
・職場環境の整備・配慮事項に関する相談
・支援機関・医療機関などとの連携支援

② 人材紹介・採用～定着の支援

・企業ニーズに沿った人材マッチング
・求人サイトによる情報発信
・職場見学・実習の提案、ジョブコーチ支援
・定着に向けたフォロー、従業員等に向けた出張セミナー

③ 参加型イベント

・障がいのある人との出会いの場
・ワークやディスカッションを取り入れた「障がい者雇用セミナー」
・障がいのある人とのワークショップ「交流会」

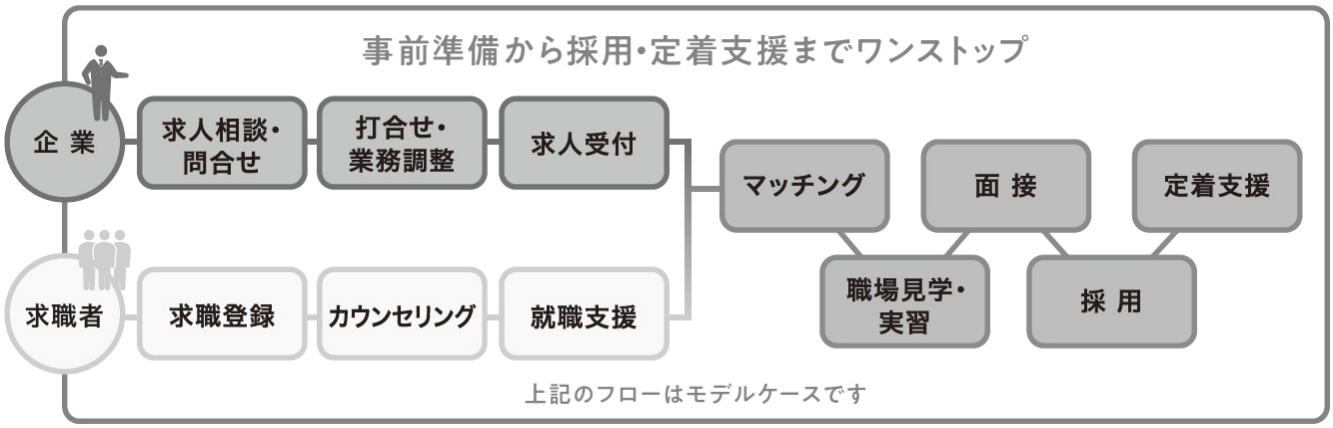

平成30年4月1日から障がい者雇用義務の対象に精神障がいのある人が加わりました。

「障がいのある人が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障がい者雇用義務の対象として、これまでの身体障がい、知的障がいのある人に精神障がいのある人が加わり、あわせて法定雇用率も変わりました。障がいのある人の雇用により、以下のことが期待されます。

共生社会の実現

・障がいに関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・障がいのある人の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・障がいのある人がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

あわせて、精神障がいのある短時間労働者の算定方法が変わりました。

精神障がいのある人の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障がいのある短時間労働者（※）に関する算定方法が、以下のように見直されました

精神障がいのある短時間労働者であって、**雇入れから3年以内の方**又は**精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方**かつ、**平成35年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方**

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方

雇用率算定方法

〔対象者 1人につき〕

0.5 →1

※条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※福岡県、福岡労働局ホームページより抜粋

障害者雇用促進面談会

企業の雇用意欲の増大と障がいのある人の就労意欲の高まりにより、着実に障がいのある人の雇用は増加しています。

今般、障がいのある人の雇用促進及び就業機会の確保を目的とした面談会が、県内各地区で開催されます。企業と障がいのある人が直接面談できる貴重な機会です。ぜひ、ご参加ください。

お問い合わせは最寄りのハローワークまで。

	期　日	会　場	開催日時
福岡会場	9月20日（木）	福岡国際会議場 福岡市博多区石城町2-1	受付12:30～14:30 面談13:00～16:00
南部会場	9月21日（金）	久留米リサーチセンタービル 久留米市百年公園1-1	受付12:30～15:00 面談13:10～16:00
北九州会場	10月18日（木）	西日本総合展示場新館AIMビル3階 北九州市小倉北区浅野3-8-1	受付12:20～15:00 面談13:00～16:00
筑豊会場	10月19日（金）	のがみプレジデントホテル 飯塚市新立岩12-37	受付13:00～14:30 面談13:30～16:00

お知らせ

2018 ふくおか県障がい児者美術展

福岡県では、障がいのある方のさらなる制作意欲の向上を促進し、県民に対して、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供することを目的に「ふくおか県障がい児者美術展」の開催を予定しており、美術展に展示する作品を募集しています。

【応募資格】
福岡県在住または福岡県に通勤・通学(所)している障がい児・者の方です。

【応募要領】
・テーマ　「文化の力」
・部　門　絵画、書道、写真

【問い合わせ先】
ふくおか県民文化祭実行委員会事務局
TEL 092―643―3346
FAX 092―643―3347

※応募方法等詳細につきましては、ふくおか県民文化祭のホームページをご覧ください。
(http://www.kenbunsai-fukuoka.jp/topics/detail/29)

スポーツフェスタ・ふくおか 福岡県民体育大会

2020東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、国民のスポーツに対する関心が高まってきているところです。福岡県では、福岡県民体育大会をはじめ、障がいの有無にかかわらず、ともにスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組んでおります。

福岡県民体育大会では、昨年度から障がい者の部を創設しました。

当大会の試合の後には体験会を行う競技もあります。ぜひご来場いただき、選手を応援したり、障がい者スポーツに触れたりしてみませんか?

【開催競技】
車いすバスケットボール、バレーボール(精神)、卓球、バドミントン、ソフトボール(知的)、車いすテニス、ブラインドサッカー、ウィルチェアーラグビー

詳しくは、福岡県障がい者スポーツ協会のホームページをご覧ください。

ときめきスポーツ大会

平成31年第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」の選手選考を兼ねた大会です。皆さん、ぜひ応援に来てください。

※選手の申込み受付は終了しております。

【開催日】
9月8日(土)

【会場】
久留米総合スポーツセンター陸上競技場・補助競技場、久留米アリーナ、ユーズボウル久留米

【競技種目】
・陸上競技
・フライングディスク競技
・卓球競技
・ボウリング競技

もっと知って「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障がいのある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

ほじょ犬についてご理解、ご協力をお願いします。

「ほじょ犬」マーク

「まごころ製品」の取組について

福岡県では、障がいのある人の自立を支援するため、障がいのある皆さんがつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売と提供を通じて、障がいのある皆さんの収入向上に取り組んでいます。

その取組みの一部をご紹介します。

①「まごころ製品」ロゴマーク

「まごころ製品」の販売や提供の際に商品に貼ったり、PRに利用したりできるよう、福岡県で公募を行い、ロゴマークを決定しました。

本マークは、無料でどなたでも使用できます。使用にあたっての申請も不要です。

ロゴマークデータや使用規約は福岡県ホームページにありますのでご活用ください。

ホームページ：
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/magokorologomark.html

ロゴマーク

障がいのある人がつくるまごころ製品

②「まごころ製品」ショップ&デスク

平成30年4月に、特定非営利活動法人セルプセンター福岡が運営している「まごころ製品」ショップ&デスクが福岡県庁地下1階にて移転リニューアルオープンしました。

ショップでは、弁当、パン、お菓子、飲料、文房具、日用品などを販売するほか、クリーニングのサービスも受け付けています。

またデスクでは、4月から営業担当1名が常駐し、企業、官公庁や個人から、印刷、清掃、各種記念品製作等のサービスをワンストップで受け付け、複数の障がい者施設で協力して対応することで、一つの施設では対応が難しかった大口の注文や早期の納品に対応しています。

「まごころ製品」の注文がインターネット上で出来るウェブサイトもあります。

是非ご利用ください。

ショップ&デスク

営業時間：9時から18時まで
（土日祝日、年末年始除く）

場　所：福岡県庁地下1階南棟東側（福岡市博多区東公園7番7号）

電話・FAX：
092-632-7100

電子メール：
fukuokakyodo@utopia.ocn.ne.jp

ウェブサイト

ホームページ：
http://magokoro-ichiba.jp/

今年も農福連携マルシェを開催します。

今年も農業に取り組む障がい者施設の農産物等を販売する「農福連携マルシェ」が開催されます。

9月5日（水）、JR博多駅前大屋根イベントスペース、11月18日（日）、JR小倉駅JAM広場に福岡県内の障がい者施設が丹精込めてつくった農産物や加工品が大集合します。

当日は楽しいイベントも予定しています。

是非お越しください。

昨年度のマルシェの様子

ほんだな

福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。

●利用時間　9:00～17:00
●休館日　月曜日（祝日の場合は翌日・第４月曜日は除く）
●貸出　図書・ビデオ・DVD　合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。（送料実費負担）
●貸出期間　２週間以内
●問い合わせ先　福祉情報センター　〒816-0804　春日市原町３丁目１番地７
クローバープラザ東棟２階
☎　092-584-3330　FAX　092-584-3319

「こころの病いときょうだいのこころ」

滝沢　武久　著
出版：松籟社

第１部では、精神障害者のきょうだい、精神科ソーシャルワーカー、家族会役員、国会議員政策秘書として、こころ病む人たちや、その家族・きょうだいと向き合ってきた著者のライフストーリーをたどります。第２部「みちしるべ」は、きょうだいの悩み・困りごとに寄り添って共に考えるQ&Aです。

「妄信　相模原障害者殺傷事件」

朝日新聞取材班　著
出版：朝日新聞出版社

死者19人、重軽傷者26人を出した戦後最悪の殺傷事件はなぜ起きたのか――。「朝日新聞」連載・記事を書籍化。数々の証言から容疑者の特異な行動や思考の背景を検証するとともに、社会に根強く残る障害者への差別意識についても報告。

「べてるな人びと 第5集 神様への嘆願書」

向谷地　生良　著
出版：一麦出版社

精神障害をもつ当事者と地域の有志によって、北海道の浦河に開設された「べてるの家」。そこには，それぞれの「弱さ」をかかえた、個性あふれる人びとが集まってくる。開設者のひとりである著者が、そうした「べてるな人びと」との、笑いと涙にあふれた30年の日々を綴る。

「ASD，ADHD，LD職場の発達障害」

宮尾　益知　監修
出版：河出書房新社

「上司が理解してくれない」「同僚との人間関係に悩む」「仕事が長続きしない」…、特性のために職場内で起きるトラブルの解決には、周囲の理解と支援が必要です。職場内の対応策をやさしく解説!

福岡県障がい者福祉情報ハンドブック2018

発売中

発行　福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

価格　１部　１，３００円（税込）　A4版 ４５４頁

★障がい者福祉制度・施策を満載

１　手帳制度
２　保健・医療・衛生
３　日常生活援助
４　教育・育成
５　療育・訓練
６　年金・手当
７　税金
８　就労
９　まちづくり・ボランティア
１０　住宅
１１　移動・交通
１２　教養・余暇・スポーツ
１３　情報・通信・コミュニケーション

★県内における障がい福祉サービスの利用状況等を掲載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業・地域生活支援促進事業を網羅

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業
- その他の事業

★各種相談窓口、施設名簿、地域活動支援センター等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、ＦＡＸまたは郵送でお申込みください。

障がい者福祉情報ハンドブック２０１８　申込書			
申込部数	部	×１，３００円 ＋ 送料　が 御請求額になります。	
氏名・団体名		担当者名	
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送　料：２部まで ５４０円（九州内※離島除く）、３部以上５部まで ７３５円
６部以上及び九州外、離島の送料は、下記へ問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】
福岡県社会福祉協議会　県民サービス部　人材・情報課
〒816-0804　春日市原町３－１－７　クローバープラザ東棟２階
ＴＥＬ　０９２－５８４－３３３０　ＦＡＸ　０９２－５８４－３３１９